

# 始まったドイツの新受信料制度

～全世帯徴収の「放送負担金」導入までの経緯と論点～

メディア研究部 杉内有介

「パソコンや携帯端末など、放送サービスを利用できるさまざまな多機能な機器が普及している現在、1970年から続いてきた受信機の設置を徴収根拠にする受信料制度はもう時代遅れではないか」。ドイツの放送政策を決める各州政府はこのように考え、2006年10月、放送と通信の融合時代にふさわしい、公正で簡素な受信料のありかたについての検討会を設置した。およそ4年にわたる検討の後、受信機の設置の有無に関わらず、すべての世帯と事業所から徴収する「放送負担金」というモデルが採用された。公共放送の独立を保障し、制度として分かりやすく、実行が可能で、公平で、プライバシーに介入せず、制度としての継続性があるという点において優れていると評価されたためである。2013年1月に実施となった新制度は、メディアや経済界からの批判はあるものの、国民のあいだではそれほど大きな反発もなく受け入れられていると見てよさそうである。その理由としては、大多数の世帯には変化は生じないこと、負担がより公平になること、プライバシーが尊重されること、公共放送の増収にはならないこと、などが考えられる。

## はじめに

2013年1月1日、ドイツの公共放送の主な財源である「放送受信料」が、「放送負担金」に切り替わった。これまでは日本と同じく、受信機を設置している世帯や事業所から受信料が徴収されてきたが、今後は、受信機のあるなしに関わらず、「住居ごとに負担金1件分」(eine Wohnung - ein Beitrag)の標語のもと、すべての世帯(住居)と事業所から負担金が徴収される。本稿では、この放送負担金の導入までの経緯と論点をまとめつつ、新制度の全体像を紹介したい。

まず、ドイツの放送受信料の歴史を振り返

り、今回の抜本的な改革が必要になるまでの経緯を確認する(Ⅰ章)。次に、放送負担金の制度設計の土台となった通称「キルヒホフ鑑定書」の内容を要約し、従来の制度の問題点の本質、「負担金」という公課形態が選ばれた理由、全世帯・事業所を徴収単位とすることの正当性、といった論点を整理する(Ⅱ章)。次に、実際に2013年1月からどのようなシステムになったのか、法律の規定や徴収業務の体制など、実務的な側面を紹介する(Ⅲ章)。最後に、ドイツでこの改革が比較的うまく進んだ理由を、公共放送制度全体の中に位置づけて考察を試みる(Ⅳ章)。

構成

## I. ドイツの放送受信料の歴史

- I - 1. 戦前から戦後  
— 起源としての“受信許可料”
- I - 2. 1970年の制度整備
- I - 3. 「新型受信機」の登場と  
さらなる抜本的改革の必要性

## II. 放送負担金とはなにか

— 「キルヒホフ鑑定書」を読む

- II - 1. 従来の方式の問題点
- II - 2. ふさわしい公課の種類
- II - 3. 全世帯徴収の正当性

## III. 2013年1月からの新体制

- III - 1. 放送負担金のシステム
- III - 2. 徴収体制  
— GEZ から「負担金サービス」へ
- III - 3. 新制度への批判

## IV. 考察—改革はなぜ受け入れられたか

- IV - 1. 国民の反発が大きくなかった理由
- IV - 2. ドイツ公共放送制度の3つの柱
- IV - 3. これからの課題

## I. ドイツの放送受信料の歴史

### I-1. 戦前から戦後

— 起源としての“受信許可料”

「こちらベルリンのフォックス・ハウス放送局、周波数400でお送りしています。みなさま、本日より、音楽演奏を無線電でお届けする娯楽放送が始まります。ご利用には許可申請が義務づけられています。第一の演目は、ピアノ伴奏つきチェロ独奏、クライスラーによるアンダンティーノ、演奏はオットー・ウラック楽長、ピアノはフリッツ・ゴルトシュミット氏です(…)」。ワイマール時代の1923年10月29日、ドイツ初のラジオ放送局「ドイチェ・シュトゥンデ」の第1回の放

送は、このようなアナウンスで始まった<sup>1)</sup>。

冒頭で「ご利用には許可申請が義務づけられています」と案内されているように、当時、ラジオ受信機を設置するためには、通信省下の国営事業体である帝国郵便に届け出をし、「放送受信機の設置および使用のための許可料」を支払わなければならなかった。帝国郵便は、許可料の額を定め、料金収入のうち40～50%を取り、残りを全国のラジオ放送局に分配した<sup>2)</sup>。これがドイツにおける放送受信料の起源である。戦前の受信料は、番組サービスのために支払うものではなく、受信機設置の許可料という性格をもっていたのである<sup>3)</sup>。

第二次世界大戦後、西ドイツでは、ナチス時代に放送が濫用された経験を踏まえ、州のレベルで、国家から独立した新しい公共放送が誕生した。受信料を財源とするこれら6つの州放送協会は、1950年8月にARD(ドイツ公共放送連盟)を結成する。しかし受信料の徴収は、戦前のやりかたを引き継ぎ、国営のドイツ連邦郵便が行った。このとき、受信料は国に払う受信許可料なのか、公共放送のサービスに払う対価なのかといった受信料の法的関係については、さしあたり曖昧なままにされていた。

ラジオ受信料の額は戦前と同じく月額2マルク、1953年に導入されたテレビ受信料も5マルクのまま長らく据え置かれていた。値上げの必要がなかったのは、受信機所有者が年々増えたこと、また1940年代後半から導入された広告放送の収入が大きく増加したことが大きかった。しかし、1960年代後半には、高いインフレ率のほか、受信機所有者の増加も頭打ちになり、さらにカラーテレビ放送の投資のため、受信料の値上げが不可避になった。

## I-2. 1970年の制度整備

値上げにあたっては、受信料の債権者は誰なのか、立法権限は連邦にあるのか州にあるのかをはっきりさせる必要があった。これを解決したのが連邦行政裁判所の1968年3月の判決である。この判決で、受信料に関する立法権限は連邦ではなく州にあると確定され、受信料は、国に対して払う受信許可料ではなく、州放送協会の番組サービスの利用に対して支払うものだとされた。

この判決に基いて、全州が受信料に関する州間協定を締結し<sup>4)</sup>、受信料制度を統一的に整備した。1970年1月に発効したこの受信料制度は、2012年末まで継続した。

この制度では、原則的には、設置されているすべての受信機を賦課対象とする、というアプローチがとられた。ただし世帯の負担が大きくなるように、同一世帯にある2台目以降の受信機からは徴収しないという例外規定が設けられ、おおむね1世帯につき1台分の徴収となっていた。ただし、独立した生計を営む配偶者以外の世帯構成員がもつ受信機、事実婚の夫婦がそれぞれもつ受信機、仕事用にも使っている自宅の部屋や車の受信機、また事業所の受信機からは別途徴収される(2台目以降の例外規定は適用されない)、とする複雑なシステムだった。受信料の種類には、すべての受信機にかかる「基本料金」と、テレビ受信機にのみ追加でかかる「テレビ料金」があった。また、罰金や行政上の強制執行の規定も整えられた。

徴収業務は、その後もしばらくは連邦郵便が行っていたが、1973年にARD加盟の州放送協会が共同で「受信料徴収センター」(GEZ)をケルンに設立し、1976年から自身で徴収業務を開始した。中央制御の電子処理システムに

### 「放送受信料州間協定」抜粋

(2008年12月の第12次放送改正州間協定による版)

#### 第1条 放送受信機、放送加入者

(2) 放送加入者とは、放送受信機を受信できる状態で保有している者をいう。(略)

#### 第2条 放送受信料

(1) 放送受信料は、基本料金とテレビ料金から構成される。(略)

(2) いずれの放送加入者も(略)受信できる状態で保有する放送受信機1台ごとに基本料金を支払い、さらにテレビ受信機1台ごとにテレビ料金を支払わなくてはならない。(略)

#### 第5条 2台目以降の受信機、受信料を免除される受信機

(1) 自然人あるいはその配偶者が受信できる状態で保有する2台目以降の放送受信機が、次の場合に該当する場合は、それらの放送受信機に対する放送受信料は徴収されない。

1. その者の住居内あるいは自動車内に受信できる状態で設置されている場合。ただし複数の住居に受信機が設置されている場合は、住居ごとに1台分の放送受信料が徴収される。
2. 通常の使用が携帯用とされるもので、一時的に住居あるいは自動車の外で保有されている場合。

上記による放送受信料支払い義務の免除は、放送加入者と同じ世帯を構成し、その収入が通常社会保障規定の限度を超えない者が受信できる状態で保有する2台目以降の受信機についても適用される。

より経費は大幅に下がり、また受信機登録率も格段に上がった。

付言しておく、1970年の制度整備の際、「放送受信料」(Rundfunkgebühren)——原語を直訳すれば「放送料金」——という戦前からの用語を踏襲したため、用語上・学説上の混乱が生じた。というのは、ドイツの租税公課の法体系では、公的なサービスが利用可能になっていることに対し、実際の利用の有無とは関わりなく払う対価は「負担金」(Beitrag)と呼ばれ、「料金」(Gebühren)のほうは、実際

に利用した公的なサービスの対価を意味するからである。この問題についてさまざまな学説が出たが、広く受け入れられていた解釈は、放送受信料は「負担金の性格をもつ料金」であるというものだった(Ⅱ-2参照)。

### Ⅰ-3. 「新型受信機」の登場と

#### さらなる抜本的改革の必要性

公共放送は1996年にインターネットサービスを開始した。1999年に公共放送の任務としてインターネットサービスが法的に規定されたとき、同時にインターネットに接続できる機器も放送受信機扱いとすることが決まった。しかし徴収の実施はたびたび延期され、最終的に2006年10月に、翌年1月からの徴収開始が決まった。インターネットに接続可能なパソコンや携帯端末などの機器は「新型受信機」と定義され、ラジオと同じ基本料金が設定された(通称パソコン受信料)。

しかし、このときすでに「受信機の設置を徴収根拠とする受信料制度自体がもう時代遅れではないか」、「パソコン受信料を追加してもシステムが複雑になるだけで根本的な解決にはならないのではないか」とする意見が州政府の内部でもあった。結局、パソコン受信料の徴収をこれ以上延期することはできないとして導入に踏み切ったが、同時に、放送と通信の融合時代にふさわしい、簡素で公平な受信料のあり方についての検討会が設置された。

パソコン受信料の導入後、当初の懸念通り、パソコンを番組視聴のためには使っていないのに受信料が徴収されるのは不当だとする訴訟が各地で相次いだ。地裁では異なる判決が出たが、行政裁判の最上級審である連邦行政裁判所は2010年10月、パソコン受信料の徴収は

認められるとする判決を下した<sup>5)</sup>。

しかしその際、連邦行政裁判所は次のような留保を付けた。「このような徴収が憲法上正当化されるのは、実際にその徴収が正しく実行され、負担の平等が実現されている場合のみである。もし、法律で定められた徴収方法の欠陥によってこの平等が原理的に実現できなくなっているとすれば、制度は憲法違反になる可能性が高い。小型で携帯可能な新型受信機は、支払い義務の確定がますます難しくなっており、まさにこうした問題が生じつつある」<sup>6)</sup>。

もしこの先、パソコンや携帯端末からの徴収が、現実的には実行がますます困難になっていくとすれば、この制度は不平等であり、憲法違反の疑いがあるというのである。制度改正はまったなしであった。

## Ⅱ. 放送負担金とはなにか

### —「キルヒホフ鑑定書」を読む

2006年10月に始まった改革論議において、州政府があらかじめ一致していた点は、受信料の徴収形態を変えても、公共放送の増収にならないようにする、ということだった。あくまでも受信料制度の簡素化と公平さの確保が問題だったからである。その前提の上、次の4つの改革案が俎上に載せられた。①税金化、②すべての成人から徴収する「頭割り」公課、③全世帯・事業所から徴収する世帯公課、④受信機の種類の区別をなくすが徴収根拠は受信機設置のままという従来方式の改良型、の4つである。

最終的に③が採用されたわけだが、その決め手になったのが、公法・租税の専門家であるハイデルベルク大学のパウル・キルヒホフ教

授が公共放送の委託で書いた意見書、通称「キルヒホフ鑑定書」である<sup>7)</sup>。この章では、この鑑定書の論点を整理してみたい。以下は鑑定書の要約である。

## II-1. 従来の方式の問題点

これまでは、テレビ・ラジオ受信機があれば、その世帯や事業所で「あまねく利用できる情報源」である公共放送の番組が視聴されているということが十分に想定できたとし、そこから生じる受信料支払い義務も国民のあいだに受け入れられていた。

しかし、最新の多機能で携帯可能な受信機は、さまざまな用途に使われるため番組の利用を推定できる証拠としては説得力が薄く、どのサービス(テレビ、ラジオ、インターネット)を利用しているかの推定も、プライベート使用か仕事目的の使用かの区別も困難である。つまり、受信機の進化と受信環境の変化により、受信機それ自体は、公共放送の番組を視聴している人から公課を徴収するための手がかりとしては適さなくなってきた。

このように、受信機設置を支払い義務の出発点にしているがために、多くの人、特に若い世代のあいだで受信料支払い意識が薄れ、違法状態であることに慣れ、不公平な状態が生まれている。特に、ベルリン、フランクフルト、ミュンヘン、シュトゥットガルトといった大都市では、受信機所有を届け出ている世帯の割合は76.9～78.5%であるが、これは全国平均を大きく下回っている(表1)。

こうした不公平さの解消のために公共放送は徴収の強化に取り組むことを要求されるが、それがますます市民の反発を招いている。受信料は、「受信者を納得させる説得力を失いつ

表1 ARD加盟の各州放送協会における受信機登録世帯率\*(2008年) (%)

州放送協会	ラジオ	テレビ
バイエルン放送協会 (BR)	98.75	96.11
ヘッセン放送協会 (HR)	95.56	93.91
中部ドイツ放送協会 (MDR)	97.63	96.63
北ドイツ放送協会 (NDR)	96.35	95.38
ブレーメン放送協会 (RB)	95.89	94.68
ベルリン・ブランデンブルク放送協会 (RBB)	89.21	87.44
南西ドイツ放送協会 (SWR)	95.91	92.76
ザールラント放送協会 (SR)	93.30	92.81
西部ドイツ放送協会 (WDR)	96.32	96.30

\* GEZに受信機所有の届け出をした世帯(免除世帯も含む)の全世界帯に占める割合  
出典:「第17次 KEF 報告書」

つあり、一般的な信頼性も、そして確実な執行性も失いつつある。つまり違憲性へと近づきつつある」<sup>8)</sup>。

したがって、受信機の所有や種類に関わりなく、簡素で分かりやすく、公平さを担保する徴収根拠と公課形態を考えなければならない。

## II-2. ふさわしい公課の種類

では、ドイツの租税公課の法体系上、公共放送の財源として望ましい形態はなにか。

公共放送のサービスは、憲法でアクセスが保障される「あまねく利用できる情報源」であるから、その財源として、公課(法律で定める公的賦課金)を徴収することは正当化される。ドイツの租税公課法上、考えられる公課の形態は、税金、受益者負担の対価(料金または負担金)、特別公課である。

### (1) 税金か、受益者負担の対価か

受信機の所有に関わらず、公共放送の財源は全員が負担すべきだとするならば、税金でもよ

いように思われる。しかし税金は、用途は前もって決められてはならず、その決定権は予算承認権をもつ国会に属していなければならないという原則がある。これは公共放送は国家から独立していなければならないとする憲法上の原則に反する。したがって、放送公課は受益者負担の対価であるべきである。

## (2) 料金が、負担金か

「料金」も「負担金」も、受益者負担の対価（受ける利益または発生した費用の相殺）を意味する。このうち、実際に受けた公的サービスに対して個人が払うのが料金（公共プールの利用料金など）で、利用しようと思えばできるサービスの利益提供に対して払うのが負担金（道路開設に際してその利益を得ると考えられる沿道居住者から徴収する沿道居住負担金など）である。

公共放送の財源は、個人の利用の度合いには関わりなく、誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に対して払うものであるから、負担金という形態が適している。これまでの受信料も、「放送料金」という言葉で呼ばれてきたものの、実際には負担金の性格をもつものであった。

## (3) 特別公課

特別公課とは、租税でもなく、手数料や負担金でもない、他のすべての公課を包括するものである。これはあくまでも例外で一時的であるべき公課形態で、安定・継続的にサービスを供給すべき公共放送の財源形態としてはふさわしくない。

## II-3. 全世帯徴収の正当性

全世帯・全事業所から徴収することの正当性は次のようになる。

## (1) 一律徴収の正当性

現在では、ほぼすべての世帯や事業所に、テレビ、ラジオ、パソコン、携帯端末など何らかの受信機があり、また公共放送のインターネットサービスも増えているため、ほぼ全員が公共放送のサービスの利益を受けている、あるいは受けようと思えば受けられる状況にある、と想定できる。したがって、受信機の所有や種類を根拠にしなくとも、そのサービスの財源として、公課を一律に徴収することは正当化される。「あまねく入手できる情報源のための財源は、原則的には公共放送の影響範囲内にいるすべての人に負担が課される」。なぜなら、「情報や、意見形成や、娯楽や文化的な刺激のための情報源に、望むときにアクセスできるという利益をすべての人が得ているから」<sup>9)</sup>である。

これは受信機をもっていない人に対してもあてはまる。なぜならそのような人も、民主主義的で、自由主義的で、文化的な社会生活全体のなかで、公共放送に由来する利益を受けていると考えられるからである。「制度的に機能している公共放送が、共同体の文化、民主主義、判断力、生計稼得条件に与えるメリットを、国内居住者はみな、たとえ供給そのものを個人的に利用していなかったり、利用できない状況にあったとしても享受しているものだ。居住者は、メディアに由来し、メディアに支えられる情報構造を通して利益を得ているのである」<sup>10)</sup>。

## (2) 世帯・事業所単位の徴収の正当性

一律徴収する対象は、国民一人一人ではなく、世帯であることが望ましい。なぜなら、個人の利用はさまざまに類型化しづらいが、世帯であれば、構成員のさまざまな利用習慣が均一化されると想定できるからである。「現在の生活習慣に照らしても、世帯では家族や他

の共同生活を営む人びとが定期的に集い、番組サービスを利用したり、利用の機会を求めたりしている。若者や年配者の利用習慣の相違——従来型の受信機と新型の受信機の利用——も類型化して世帯の中で1つにまとめ、一定の度合いまで平均化できる。しかし特に、世帯はさまざまな——利用しない小さな子ども、夜間だけ利用する社会人、一日中利用する年配者、午前中ラジオを利用する育児中の親たちの——利用習慣が一緒になり、平均化できる唯一の社会集団である<sup>11)</sup>。

また、世帯での放送視聴を想定することは、「婚姻および家族は国家秩序の特別の保護を受ける」という憲法における家族の優遇条項（基本法第6条1項）にも調和している。さらには、客観的な「住居」という基準で世帯を定義すれば、「家族の基本形である小市民的小家族の核の部分を超えて」、現代の多様な家族の形態をも1つの共同体として捉えることができるし、憲法で保障された住居の不可侵性に抵触することなく、プライバシーの保護は強化される。

事業所も、典型的に見ると、公共放送のサービスの対象者である。たとえば、「休憩時間中や、大量生産の作業の場に人間的な環境を作ろうとする際や、社用車の設備として、あるいは携帯端末やパソコンの多機能を利用したり、業務に関わる知識を収集したりすることは、事業所の典型的な日常の過ごし方であり、組織構成の一部である<sup>12)</sup>」からである。

### (3) 制度の継続性

さらに世帯・事業所単位での徴収にすれば、現行制度からの変更は大きくならずにする。変更を必要最小限にすることによって、制度移行のコストを抑えるだけでなく、国民にとって制度を受け入れやすいものにすることができる。

「立法者が——たとえば租税、手続き、財政制度のような——法律で定める制度を案出するときには、法によって新たな現実が創出される。法に関与するすべての者は、この法に対しても信頼がもてるように、新たな現実慣れ親しまなければならない。そのため、今後の国民の信頼を維持するために、租税公課法を慎重に、無理なく移行させて改革するのが法的に賢いやり方である<sup>13)</sup>。

大まかではあるが、「キルヒホフ鑑定書」の要約は以上である。

まとめると、全世帯（住居）・事業所に課す放送負担金という形態は、国家と市場から独立していること、負担者にとって分かりやすいこと、実行可能であること、回避不可能であること、プライバシーに介入しないこと、制度として継続性があること、の条件を満たす。したがって、この章の冒頭で触れた他の3つの案よりも、公共放送の財源形態として望ましい<sup>14)</sup>。

「キルヒホフ鑑定書」が2010年5月に公表されたとき、それはあたかも「荘重な祝典のような瞬間」であり、「公共放送の法務担当はほっと胸をなでおろしているようだ」とある新聞は報じた<sup>15)</sup>。

## Ⅲ. 2013年1月からの新体制

### Ⅲ-1. 放送負担金のシステム

新たな制度を定めた「放送負担金州間協定」は2010年12月に各州首相の調印、2011年12月までに全州議会で批准が行われ、2013年1月に滞りなく発効した。まず、「キルヒホフ鑑定書」で提言されていた点が、どのように法制化されたのかを確認してみたい。

(1) 一般世帯の支払い義務

放送負担金は、「住居」ごとに徴収される。支払い義務は、その住居に住む18歳以上の成人が負うが、複数人が1戸の住居に住んでいる場合は1人が代表して支払えばよい。住んでいる（住居を占有している）かどうかの定義は、地方自治体に住民登録をしているか、または大家と賃借人として賃貸契約を結んでいるかどうかである。各住居で誰か1人が、公共放送に届け出をして登録を行わなければならない。転入・転出する場合も届け出が必要である。

住居の定義は、独自の玄関から外部または共用部から直接立ち入ることのできる建築空間として定義されるので、集合住宅の場合は各戸から、学生寮などの場合は各部屋から徴収されるが、同一住居内のルームシェアリングの場合は1件分しか課せられない。

別荘用途の住居からも別途徴収される。ただし、市民農園にある小屋は、通常居住用ではないので支払い対象ではない。長期滞在用の介護施設の部屋も支払い対象にならない。

(2) 免除規定

従来の制度を引き継ぎ、生活保護、失業保険、連邦奨学金、職業教育援助の受給者、また盲ろう者は、支払いを免除される。

ただし視覚と聴覚のどちらかに重い障害のある人は、これまでは全額免除だったが、今後は3分の1の額を支払わなくてはならない。これは、公共放送も字幕・手話サービスや音声解説サービスを提供するのだから、という論理である。

「キルヒホフ鑑定書」では、負担金の公平原則の徹底のために、社会的弱者のための免除規定は撤廃し、別の社会福祉法で負担金を相殺する額の補助金を出すこと（たとえば住宅手

第2条 私的な領域における放送負担金

- (1) 私的な領域においては、すべての住居に対して、その占有者（負担金債務者）から放送負担金が徴収される。
- (2) 住居の占有者とは、その住居に自ら居住しているすべての成人である。以下の者はすべて、占有者として推定される。
  - 1. 住民登録法に基づき、その住居の住所を登録している者。または、
  - 2. その住居の賃貸契約において賃借人として明記されている者。
- (3) 複数の負担金債務者は、連帯債務者としての責任を負う。(略)

第3条 住居

- (1) 住居とは、その部屋数に関わりなく、土地に固定し、建築構造上閉じている、次のような空間単位のすべてである。
  - 1. 居住または睡眠に適しているか、またはそのために利用されており、かつ、
  - 2. 独自の入り口を通り、共用階段部や共用空間または外部から直接に、他の住居を経由しなくても立ち入ることができるもの。

当の値上げ)が、制度として首尾一貫しており望ましいとされていた。しかし、これは立法に時間がかかることから、従来の免除規定が保持されることになった。

(3) 事業所の支払い義務

事業所については、表2のような従業員数に応じた10段階の額が設定されている。法案作成の段階で、中小企業の負担が大きすぎるといふ批判が上がり、従業員数19名以下の負担金が軽減されている。

さらに、業務用の車両1台ごとに3分の1の額が課される。ただし、1事業所につき1台目の車両については徴収対象にならないため、1台しか車両を所有していない事業者は支払わなくてよい。宿泊施設の客室は、1部屋につき3分の1の額が課される。



表2 事業所の負担金額

従業員数	金額
0～8	負担金の1/3
9～19	負担金1件分
20～49	負担金2件分
50～249	負担金5件分
250～499	負担金10件分
500～999	負担金20件分
1,000～4,999	負担金40件分
5,000～9,999	負担金80件分
10,000～19,999	負担金120件分
20,000以上	負担金180件分

また障害者施設、老人ホーム、警察、幼稚園、学校、大学、公益法人など、非営利団体の事業所については、負担金1件分までしか徴収されない。

#### (4) 負担金の額

2015年までは、従来のテレビ所有世帯の受信料と同額の月額17.98ユーロ(約2,200円)となる。料金が一本化されたことにより、これまでラジオ受信機または新型受信機しかもっていなかった世帯については負担増となるが、90%の世帯については変更がないか負担減になる、と公共放送側は説明している。

負担金の総収入がいくらになるかは不確定である。しかし、II章の冒頭で触れたように、公共放送の収入に影響を与えないことが受信料制度改革の前提となっている。したがって、実施1年後の状況を見て、必要があれば2015年に額や支払い義務の条件などの見直しを行うことになっている(IV-1(4)参照)。

### III-2. 徴収体制

—GEZ から「負担金サービス」へ  
放送負担金の徴収は、これまで通り公共放

送が行う。1976年から受信料の徴収を行っていたGEZは、2012年11月26日に「ARD・ZDF・ドイツラントラジオ負担金サービス」(ARD ZDF Deutschlandradio Beitragsservice, 以下「負担金サービス」と名称を変更し、正式に業務を開始した。

世帯からの徴収については、GEZの従来のデータの大部分をそのまま活用できる。これは、新制度が、できるだけ従来の方式からの変更を少なくするよう設計されたためである。

これまで基本料金のみを支払いだった世帯や、軽度の視聴覚障害者の世帯、新しく別荘の分も払う世帯など、これまでより支払い額が増える世帯はおよそ360万世帯あると見られている。これらの世帯に対しては、「負担金サービス」は2012年2月からダイレクトメールでの周知を行っている。

一方、ルームシェアをしている人、同一世帯で別生計をもっていた人など、今後支払う必要がなくなる人はおよそ150万人ほどいる。これらの人に対しては、ダイレクトメールは送らず、自らの責任で登録抹消届けをするようにウェブサイトなどで周知している。もし届け出を忘れた場合は、引き続き支払い請求や口座引き落としが行われてしまうが、2014年末までに申し出れば、支払う必要のなかった分は返還してもらうことができる。

また、これまで登録のなかった世帯、つまり受信機をもっていなかったか、あるいはもっていたが届け出をせず不払いで視聴していた世帯を把握するために、「放送負担金州間協定」は次のような手続きを定めている。

「負担金サービス」は、全国の地方自治体から、特定の日付で固定した18歳以上の全住民の住民登録のデータを転送してもらうことが許

される。データ転送は、地域ごとに順次1回限り行われ、「負担金サービス」の既存の登録データベースと照合される。転送されたデータは1年以内に消去されなければならない。自治体からのデータ転送は2014年末までにすべて完了しなければならない。

「負担金サービス」と全国の自治体は、2013年3月3日付のデータを転送することを取り決めた。「負担金サービス」は、住民登録のデータおよそ6,900万件（個人ベース）と、既存の登録データ4,200万件（世帯ベース）との照合を行い、未登録と判明した住居宛てにダイレクトメールによる通知を行うことになる。度重なる督促にもかかわらず支払いが行われない場合は、これまで通り、最終的には罰金や行政上の強制執行の手続きが取られる。いままで不払いだった世帯は、2013年1月より前に遡って徴収されることはない。「負担金サービス」は、2015年内にはすべての作業を完了したい考えである。また、これまで不払い世帯対策のために活用していた委託調査員による戸別訪問の活動は廃止された。

このように、世帯についてはいままでのデータを活用しながら効率よく進められるが、事業所については、未登録の事業所も多く、また新たに従業員数を調査しなければならないため、大量の作業が発生することが見込まれている。

こうしたデータの照合、追加、修正などの追加作業が大量に発生するため、公共放送は「負担金サービス」の予算と従業員を一時的に増強している。2010年の従業員数は1,072人だったが、2012～14年には1,269人である。しかし、2016年には930人まで減らし、また経費も2016年までには少なくとも20%減らす計画である。

ARDは2013年1月11日のプレスリリースで、移行は全体として計画通り進んでいるとしながらも、移行にあたって登録抹消の届け出をしたにもかかわらず、対応が間に合わず、負担金が口座から引き落とされてしまったケースなどが一部で発生していることを認めた。こうした若干の混乱や作業の遅滞は、今後も起こる可能性はある。

### Ⅲ-3. 新制度への批判

放送負担金制度は、立法の段階で、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU)、社会民主党(SPD)、同盟90/緑の党など多くの政党に支持され、実施までに大きな障害もなかった。簡明で分かりやすい方式になること、公平負担が徹底されること、受信機所有の煩雑な調査の必要がなくなりプライバシーの保護が改善されること、徴収コストの節約も期待できること、変更が少なくすむこと、といったメリットが広く受け入れられたと考えられる。

しかしここに来て、新制度に反発する動きも出てきている。

公共放送のインターネットサービスが民業圧迫だとして対立姿勢をとっている新聞業界は、負担金の全世帯徴収についても批判的な報道を終始繰り返している。たとえば、「2013年からは、教会をやめることはできても(筆者注:教会税を支払わなくてすむ選択はあるということ)、もはや公共放送の財源徴収から逃れることはできなくなる」、「公共放送の財源のための国民総動員体制だ」<sup>16)</sup>、「社会連帯のための負担金などというレトリックは旧東ドイツのやり口を思い起こさせる」<sup>17)</sup>といった論調である。

また、経済界からは反発が大きく、実際に

提訴の動きにまで進んでいる。特に問題視されたのは、事業所数や車両数に関する負担額の上限定がないため、全国チェーン店など事業所が多い企業や、車両を多く保有するレンタカー事業所などにとっては大きな負担となる点である。この点について、パッサウ大学の公法・IT法研究者が2012年5月にいち早く、バイエルン州憲法で保障された平等原則に違反するとする訴えを同州憲法裁判所に起こした。またこの訴えでは、受信機をもっていなくても徴収される負担金は、限りなく税金に近い性格をもっているが、このような税を立法する権限は州にはない、という点も憲法違反の根拠とされた。同様の提訴を、2012年12月にはラインラント＝プファルツ州の車両を多く保有する道路工事事業者が、2013年1月にはドラッグストアチェーンのロスマンがそれぞれ州憲法裁判所に起こしている。いずれも現在審理中であるが、州政府と公共放送は合憲性を確信していると述べている。

全体的に経済界の負担が大きくなるという批判に対しては、公共放送は具体的な数字を出して反論している。試算によれば、70%の企業が3分の1の負担金額ですみ、車両も1台までは徴収対象にならないので特に中小企業にとってはかなりの負担減になる。また全体としても、2010年の全受信料収入のうち事業所からの収入は8.64%だったが、2016年には7.3%に下がる見込みだとしている<sup>18)</sup>。

また、学説での批判もある。ライプチヒ大学の公法・放送法が専門のクリストフ・デーゲンハルト教授は、放送サービスを利用しているという推定に反論の余地が残されていないことに憲法違反の疑いを見ており、放送をまったく利用しないという選択もコミュニケーション

の自由として尊重されるべきであり、少数だからといって無視されてはならないとしている<sup>19)</sup>。憲法学が専門のハンブルク大学インゴ・フォン・ミュンヒ元教授も同様に、市民に選択の余地がないことに自由の侵害を見ている<sup>20)</sup>。また、ボン大学の公法・租税法が専門のクリスティアン・ヴァルトホフ教授は、放送負担金が一律徴収されるのは憲法で保障される平等原則違反であり、むしろ公共放送の財源は、個々人の財政負担能力に応じて徴収される税金にすべきとの立場をとっている<sup>21)</sup>。

しかし、これらの学術的な見解は、キルヒホフ教授の鑑定書とは異なり、法案作成や議会での議論の際に、多数の支持を得ることはできなかったようである。

## IV. 考察—改革はなぜ受け入れられたか

### IV-1. 国民の反発が大きくなかった理由

前節で見たように、経済界や学者からの批判は出ているものの、全体としては、国民の間に大きな反発の動きは見られず、おおむね受け入れられていると見てよいようである<sup>22)</sup>。「負担金サービス」は、「移行のプロセスの不手際で発生した個々の苦情はあるが、苦情件数の増加はない」としている<sup>23)</sup>。

国民の反発がそれほど大きくない理由としては、次のようなことが考えられる。

#### (1) 大多数の世帯には変更が生じない

法的な基盤は大きく変わるが、国民にとっては、実質的に大きな変更はない。90%の世帯については徴収額は今まで通りで、支払い方法も変わらず、特別な手続きは必要なく、移行は自動的に行われる。

こうした従来の制度との継続性があること

が、キルヒホフ教授が放送負担金を推奨した1つの大きな理由だった。受信機の設置とその種類を徴収の根拠としている点だけが修正されればよく、その他の点、額、徴収の単位、公課の形態などについては、既存の制度との変更をなるべく少なくする形態として、放送負担金を選ばれたのだった。

## (2) 負担がより公平になる

全世帯徴収になっても多くの世帯に変更が生じないのは、これまで受信料の徴収率が高かったということでもある。すでに触れたように、大都市では徴収率は70%後半だが、全国平均では90%を大きく超えている(表1)。未登録世帯のうち、受信機所有の不払い世帯がどれだけあるかは不明だが、かなりの割合を占めていると考えられる。支払っている9割の世帯にしてみれば、額が従来のまま維持され、不払い世帯がなくなることで負担金徴収の公平が徹底されることは歓迎できる。ただ、これまでラジオやパソコンしかもっていなかった世帯(約260万世帯、全体の6.2%)や、受信機ももっていない世帯には少なからぬ不満があるとは考えられる。

## (3) 戸口訪問調査の廃止を歓迎

この高い徴収率を維持するため、GEZと公共放送は、次のような不払い者対策をとってきた。GEZは、テレビ、映画館、雑誌などのメディアに広告を出すほか、地方自治体の住民登録課や民間の業者から入手した住民のデータをもとに、ダイレクトメールによる案内や請求を行う。またこれと並行し、ARDの州放送協会の受信料担当部署が、外部の委託調査員を雇って、受信機の登録をしていない世帯に戸口訪問調査を行ってきた。例年、新規の受信機登録数のうち、受信機所有者が自主的に届け出

たものがおよそ半分、ダイレクトメールによるものがおよそ30%、委託調査員の戸口訪問によるものが20%程度である<sup>24)</sup>。

しかし、ドイツではこの戸口訪問調査の評判が芳しくなかった。調査員は2012年時点で全国で1,100人ほど、出来高報酬制の雇用である。彼らは法律で住居内の立ち入りは禁止されている。しかし、奥の居間からテレビの音が聞こえてこないか耳をすませたり、世間話を装って「昨日の“ヴェッテン・ダス”(筆者注：ZDFの人気娯楽番組)にはどんな感想をお持ちになりましたか?」と誘導尋問を試みたり、そこに住んでいるのが本当に結婚している法律上の夫婦なのか近隣の人に聞き込みをしたりというような行為が「まるで旧東ドイツの秘密警察のようだ」と、一部の報道ではしばしば批判的に取り上げられてきた<sup>25)</sup>。法律上の配偶者かどうか、独自の生計を営んでいるかどうかという部分にまで立ち入った確認が必要なのは、すでに見たように、それが2台目以降の受信機の免除の要件として法律で定められているからである。住居という客観的な基準を徴収の単位にし、このようなプライバシーを侵しかねないような調査が必要なくなるのなら全世帯徴収も許容できる、という受け止め方も多かったのではないかと推測できる。

## (4) 目的は公共放送の収入増ではない

改革論議が始まった当初から前提にされていたことであるが、改革の第一の目的は、負担の公平さを確保することであり、公共放送の収入を増やすことや、将来見込まれる収入の欠損分を補うために行うのではない。

公共放送の受信料収入が、任務に見合うだけの適正な規模になるよう監督しているのは、会計監査、経営学、放送法の専門家や、州

会計検査院の代表など計16名から構成される第三者委員会のKEF（公共放送の財源需要審査委員会）である。KEFは、公共放送が作成する4年間の予算案と財源要望を、支出が任務に即した適切なものか、経費削減や合理化ができるかぎり実行されているかという点から審査し、4年間に必要とされる財源規模を確定し、受信料改定額の答申を出す。KEFは2012年1月、2013年から16年までの4年間に、公共放送は合計3億410万ユーロ（約380億円）の受信料増収が必要となる、と答申を出した<sup>26)</sup>。

つまり、従来の受信料制度を維持するにせよ、新しい方式に移行するにせよ、いずれにしても次の4年間に総額3億410万ユーロの増収は必要だということである。従来の方式を維持した場合、2013年から月額18.35セント（約23円）の値上げになっていたところだが、新制度では、正確な予測はできないものの、これまでのテレビ視聴世帯の受信料額である17.98ユーロの据え置きで必要額に足りるだろうとKEFは判断し、値上げを答申しなかった。新制度実施1年後にKEFが収入状況を調べ、必要以上の増収になっていると判断された場合は、2015年から負担金の額を下げるか、事業所などの支払い条件を見直すことになっている。

したがって、全世帯徴収になっても公共放送の不当な増収にはならない、ということがあらかじめ保障されているわけである。こうした措置も、制度変更を受け入れやすくすることに一役買っていると考えられる。

## Ⅳ-2. ドイツ公共放送制度の3つの柱

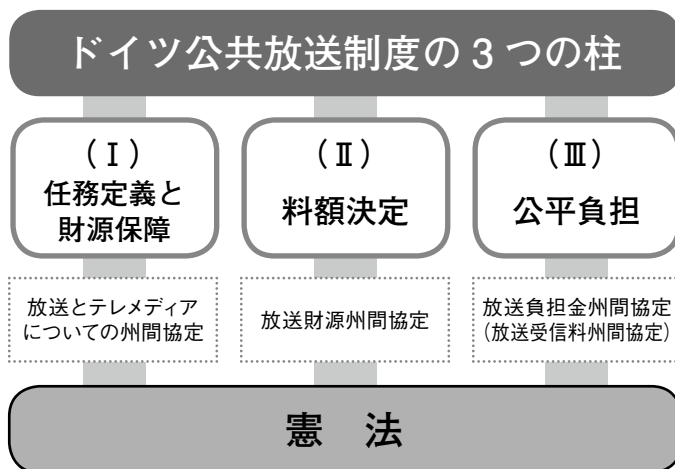
ここで、ドイツ公共放送の制度全体を俯瞰する形で、今回の受信料改革の位置づけを考えておきたい。

図1のように、公共放送の制度が3本の柱に支えられていると考えてみる。3本の柱は、それぞれ「放送とテレメディアについての州間協定」、「放送財源州間協定」、「放送負担金州間協定」というドイツの3つの放送関連法規に対応しており、いずれも基盤となる憲法の上に据えられている<sup>27)</sup>。

(Ⅰ)の柱は、公共放送の任務と財源の保障を定めている部分であり、「あまねく入手できる情報源を提供すること」、「社会に存在する意見をできるかぎり幅広く、取りこぼしなく反映し、個人と公共の意見・意思形成に寄与すること」が公共放送の使命であるとする連邦憲法裁判所の憲法解釈に基礎をおいている。

「放送とテレメディアについての州間協定」では、公共放送が行うべきサービスとして、テレビ・ラジオ放送のほか、インターネットサービス（ドイツではテレメディアと呼ばれる）が

図1



1999年の法改正で初めて正式に認められ、2008年の法改正で大規模に整備された<sup>28)</sup>。この法的根拠に基づき、公共放送は無料オンデマンド配信やテレビ・ラジオの同時配信など、伝送路中立的にサービスを提供しており、いまやテレビ、パソコン、スマートフォンなど受信機の種類に関わりなく、あまねくほぼ同程度のサービスを利用できる状態にまで近づいていると言える。

また、公共放送にはその任務を達成するのに必要な財源が与えられなければならない、しかも、将来さらに技術が発達しメディア環境が変化しても、公共放送が変わらずその役目を果たすことができるよう、それに見合った財源を保障しなければならないと法律に定められている。

(Ⅱ)の柱は、先に触れた第三者委員会KEFによる受信料額決定手続きにあたる。この部分は、「公共放送の財源の額は、政治の思惑で決定してはならず、公共放送の任務に必要なだけの額が客観的に算定されなければならない」とする憲法判断に基づいて形成された制度である。

KEFは、公共放送が提出する4年間の財源要望を、経済性と効率性の観点から客観的に審査し、必要額を確定し、改定額の答申を出す。この答申に基づいて州が法律によって額を定めるが、この段階で、州政府は政治的な意図でKEF答申の額を変更することは許されない。

そして(Ⅲ)が、法の下での平等という憲法の理念に基づき、公平負担に関わる規律を定めた部分で、今回改革が行われた部分である。ここでは、公共放送のサービスがどのような技術的環境で利用可能になっているか、利益を

得ると想定できる人や集団はどのように類型化できるか、といった観点を考慮し、受信料の支払い義務、徴収根拠、罰則などを公平な仕方と定める。

今回の(Ⅲ)の改革との関連を見ると、まず(Ⅰ)において、早い段階で公共放送のインターネットサービス任務に関する法整備が行われ、伝送路中立的なサービスが可能になっていた結果、受信機の種類に関わりなく公共放送のサービスが利用できるという状況が整っていたことが、改革の大きな前提だったと言える。

また全世帯徴収という形にしながらも、公共放送の増収を目的としたものではなく、あくまで公平負担を目的としたものだと言えるのは、(Ⅲ)の部分とは別に、あらかじめ公共放送の中期的な収入規模を確定する(Ⅱ)の手続きが独立して機能しているからだと言える。

このような全体の仕組みのなかで、今回のドイツの受信料改革は比較的スムーズに運んだ、と言えるのではないだろうか。

### Ⅳ-3. これからの課題

公共放送の財源は、すでにKEFの手続きによって政治の圧力から守られる仕組みができていたが、今回の改革で公平負担が徹底することによって、より盤石になったと言える。しかしながら公共放送のサービスやその規模が現状のままでいいのか、見直すべきところがあるのではないかという議論、図1でいうと(Ⅰ)の部分で議論が今後起こってくる可能性はある。

実際そうした動きは出ている。たとえば、高額な権利料を払ってサッカー・ブンデスリーガの放送を公共放送が独占する必要があるのか、トークショーや娯楽番組に出演料の高い

人気司会者を起用する必要があるのかという批判は以前からあるが、今回の受信料改革に批判的なメディアではまた声高に論じられている。

また、なににどれだけお金を使ったかの情報開示が十分ではないという批判もある。腐敗や汚職に対して取り組む国際的な非政府組織であるトランスパレンシー・インターナショナルは、2012年1月に発表した報告書の中で、ドイツの公共放送の受信料使途が透明ではないことを指摘し、年次報告書でもっと詳細な情報を公開するように要求している<sup>29)</sup>。また、ARD第1テレビとZDFメインチャンネルの視聴者の平均年齢が60歳とする調査結果が出ているが、こうした若い世代の公共放送離れ対策も急務である<sup>30)</sup>。全世帯徴収になった以上、公共放送の番組の質や財源の使い道に関して、国民からいままでより厳しい目が注がれることになるだろう。公共放送は、こうした要求を受け止め、応える必要がある。

州政府の側でもすでに動きがある。2010年6月に放送負担金導入の方針を決めた折、州政府は、公共放送の任務範囲の再点検も並行して行う方針を決め、ザクセン州首相官房が中心となって検討会を設置し、2014年秋までに議論の土台となる報告書を作成することで合意した。報道によれば、ARDとZDFのチャンネル数、娯楽番組やスポーツ中継の範囲などが検討されるという<sup>31)</sup>。ここでどういう結論が出るかはまだ明らかになっていない。また州政府内では、現時点で公共放送の収入の5%程度を占める広告放送を2016年末を目途に全廃するという方向で検討が進んでいることも付け加えておく。

## おわりに

さまざまな新しい受信機の普及や受信環境の変化といったグローバルな変化を背景に、受信料を財源とする公共放送をもつ国では、ドイツと同じように、受信料制度の見直しを迫られているところが少なくない。

日本においても、「NHK受信料制度等専門調査会」報告書(2011年7月)において、受信料について、「『契約』構成、法律上の文言、契約単位等については業務範囲に関する法改正等の機会などを捉えて(略)検討されるべきものであると考えられる」とする提言が行われている<sup>32)</sup>。

もちろん、ひと口に受信料制度とは言っても、その内実は国によってさまざまな違いがあり、ドイツの事例を直ちに各国に適用するというわけにはいかない。しかし、学べる点も多くあるのではないだろうか。たとえば、キルヒホフ教授が、次のように述べている箇所である。「現行の放送受信料の形態が機器公課であるがためにその説得力を失い、そのために公課債務者の信頼を得られず、公課の徴収に従う意思を失わせているのであれば、従来の算定根拠をさらに発展させて、受信料債務者が自分に課せられている負担の意味を理解できるようにしない限り、こういった憲法上の欠陥を克服することはできない。この場合、法律の目的とするところは、債務者にとって公課が分かりやすくなることであって、債務者が公課を歓迎するようになることではない」<sup>33)</sup>。

公平な受信料制度の設計を考える際、負担者がその負担の意味を納得できるよう、制度を分かりやすいものにすることが重要だとするこうした指摘は、普遍的な説得力をもっているように思われる。(すぎうち ゆうすけ)

注：

- 1) Karl-Otto Sauer, klipp und klar 100 x Fernsehen und Hörfunk, Meyers Lexikonverlag, 1978, S.6. 以下, 受信料の歴史については, Alfred Grupp, Grundfragen des Rundfunkgebührenrechts, Alfred Metzner Verlag, 1983, S.37ff, Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht, 2.Aufl., Verlag C.H.Beck, 2008, S.405ff, S.1085ff, A. Hesse, Rundfunkrecht, 3.Aufl., 2003, S.179ff を参考にした。
- 2) 1924年までに全国に計10の放送局ができた。帝国郵便が過半数を出資する放送局もあったが, 大部分は民間による設立だった。
- 3) 1923年はちょうど第1次世界大戦後のインフレーションが最高潮に達した時期であり, ラジオ所有者が支払う額面は年額3,500億マルクであった。その後まもなく, 通貨改革後の1924年4月に月額2マルクと定められた。
- 4) 「放送受信料制度の規則についての州間協定」(1968年10月)と「放送受信料の額についての州間協定」(1969年2, 4月)
- 5) この判断は2012年10月2日の連邦憲法裁判所判決で最終的に確認された。1 BvR 199/11
- 6) BVerwG 6 C 12.09 <52> 引用ではなく筆者による要約
- 7) Paul Kirchhof, Gutachten über die Finanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, 2010. <http://www.ard.de/intern/standpunkte/> から入手可能。
- 8) Kirchhof, S.14
- 9) Kirchhof, S.59
- 10) Kirchhof, S.61
- 11) Kirchhof, S.63
- 12) Kirchhof, S.11
- 13) Kirchhof, S.49
- 14) 自由民主党 (FDP) が「簡素で公正である」として推していた「頭割り公課モデル」について付言しておく。2006年に行われた試算では, このモデルにした場合, 受信料は単身世帯が7~8ユーロの減額になるのに対し, 2人の成人した子どもがいる家庭は36~44ユーロの負担増となる。これは基本法6条の家族の優遇条項に抵触する疑いがあり, また事業所徴収がなくなる分, 世帯の負担が重くなるとして, 州首相の検討会で却下された。またFDPは税務署による徴収に切り替えるべきだと主張していたが, 税務署が教会の代わりに行っている教会税の徴収経費率を参考にした場合, GEZのほうが効率がよいことが分かった。Andreas Hadamitzky, Korbinian von Blanckenburg, Haushaltsabgabe statt Gerätegebühr: Eine Zukunft ohne GEZ?, Wirtschaftsdienst 11/2006; epd medien 82/2006.
- 15) Financial Times Deutschland 電子版 (2010年5月6日)
- 16) der Tagesspiegel 電子版 (2012年11月25日)
- 17) Handelsblatt 電子版 (2013年1月14日)
- 18) funkkorrespondenz, 25/2011 (2011年7月1日)
- 19) Christoph Degenhart, Verfassungsrechtliche Zweifelsfragen des Rundfunkbeitragsstaatsvertrages, ZUM, 3/2011
- 20) Ingo von Münch, Die Verlorene Freiheit des Gebührenzahlers, FAZ 電子版 (2010年12月14日)
- 21) Christian Waldhoff, Verfassungsrechtliche Fragen einer Steuer-/Haushaltsfinanzierung des öffentlich-rechtlichen Rundfunks, AfP, 01/2011
- 22) ARDが2012年12月に1,000人を対象に行った調査によれば, 放送負担金制度に対し76.3%が「賛成」, 20.4%が「反対」, 3.3%が意見なしという結果だったという報道がある (T-Online 電子版, 2013年1月11日)。しかし Spiegel 紙の調査によれば, 60%が反対, 37%が賛成だった (Spiegel Online, 2012年12月9日)
- 23) der Tagesspiegel 電子版 (2013年1月11日)
- 24) GEZ「2011年業務報告書」
- 25) たとえば Spiegel Online が2003年に「個人情報収集機関 GEZ」(“Datenkrake GEZ”)というシリーズ名で連載した批判的な記事, 「東ドイツの秘密警察めいた巨大徴収機関」(Der Inkasso-Riese mit dem Stasi-Image, 2003年11月12日), 「触手と誘導尋問によるハンティング」(“Jagt mit Fangarmen und Fangfragen”, 同11月13日), 「横暴が憎しみを生む」(“Willkür erzeugt schlicht Hass”, 同11月17日) など。ちなみに, GEZが車に搭載した電波探知機を使って受信状況を調査しているというまことしやかな「伝説」も広まっていたようであるが, これは実際には行われていない。
- 26) 「第18次 KEF 報告書」(2012年1月17日公表)
- 27) ドイツ公共放送制度の憲法的基礎についての総論として, 鈴木秀美『放送の自由』(信山社, 2000年), 西土彰一郎『放送の自由の基層』(信山社, 2011年)を参照。
- 28) 杉内有介「ドイツ公共放送, デジタル時代の任務範囲明確化へ」『放送研究と調査』2009年2月号 p.92-93
- 29) Transparency International Deutschland e.V., Nationaler Integritätsbericht Deutschland, 2012, S.129
- 30) Fokus, Nr.16/2011, S.159 (2011年4月16日)
- 31) epd medien, Nr.87/2010 (2010年11月6日)
- 32) 「NHK 受信料制度等専門調査会」報告書 (平成23年7月12日) p.27 <http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/seido/pdf/houkoku.pdf>
- 33) Kirchhof, S.55